

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	愛媛県
1. 料金割引の基本的方向性 (1) 割引の還元のあり方 (2) 割引率や対象時間の考え方 (3) 割引対象車両について	
<p>コスト削減等の成果を利用者に公平かつ幅広く享受させるためには、マイレージ制度の導入は有効であり、また、全国規模で高い割引率の割引を特定の時間帯に実施する方法は利用者にとってわかりやすく適切と考える。</p> <p>E T C車両のみを割引の対象とすることは、将来にわたり、多様な料金施策を実施するうえで適切と考えるが、公平性の視点から全ての利用者がE T Cを利用出来る方策を早急に確立する必要がある。</p>	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
<p>一般利用者と多頻度利用者の受ける割引との公平性に配慮するとともに、物流コストが国民経済に及ぼす影響にも配慮し、他の割引内容と組み合わせて従来と同等の割引を確保することは適切と考える。</p>	

3. 具体的な割引内容（案）

（1）割引内容（案）

（2）割引結果

割引内容、割引結果については、公平かつ幅広く利用者がメリットを享受出来るものであり、適切と考える。

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

割引内容については、渋滞発生など地域の状況等に応じて適時適切に見直すことは必要である。

※その他の意見

・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

公平性の観点から、次のことを提案したい。

1. 料金割引について

四国においては、全国の暫定2車線区間が24%であるのに対し、65%と高い比率にある。高速走行が制限されるなど4車線と同様のサービスが確保されていない暫定2車線区間については、4車線区間よりも割引率を高くするなど、地域の実情に応じた割引についても検討していただきたい。

2. 料金制度について

松山自動車道西予宇和～大洲北只間は、高速道路ネットワークの中に無料の大洲道路（自動車専用道路）が介在するため、ターミナルチャージが加算されるほか、100 kmを超える利用者に適用される長距離逓減制が適用されない。このため、高速道路の利用促進及び利用者の利便を図る観点から、無料区間を介在する有料高速道路相互間の乗り継ぎ制度等の導入など、無料区間を介在することによる不利益を解消されたい。

・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。